

2024年ドーピングコントロール

- (1) 本競技会は、ワールドアスレティックス(WA) アンチ・ドーピング規則および規程、もしくは日本アンチ・ドーピング規程に基づく競技会(時)ドーピング検査対象大会である。競技会(時)検査は大会前日23時59分から検査が終了するまでの期間であり、尿又は血液(あるいは両方)の採取が行われる。検査該当者は検査員の指示に従って検査を受けること(競技/運動終了から2時間の安静後に採血が行われることもあるので留意すること)。また、上記の規則および規程の詳細内容およびドーピング検査については、JADAのウェブサイトにて事前に確認すること。
- (2) 競技会(時)検査の対象となった場合、顔写真付きの身分証明書が必要となる。顔写真のついた学生証、社員証、運転免許証、または顔写真が鮮明なパスポートのコピーなどを持参すること。
- (3) 本競技会参加者(18歳未満の競技者を含む。以下同じ)は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程に従いドーピング検査の対象となることに同意したものとみなす。18歳未満の競技者については、本競技会へのエントリーにより、親権者の同意を得たものとみなす。したがって、本競技会参加者はドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
- (4) 上記(3)にかかわらず本競技会に参加する18歳未満の競技者は、親権者が署名した同意書を大会に持参すること。親権者の同意書フォームは、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)のウェブサイト(<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>)からダウンロードできる。18歳未満の競技者はドーピング検査の対象となった際に、親権者の署名した当該同意書を担当検査員に提出すること。なお、親権者の同意書の提出は18歳未満時に1回のみで、当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出ること。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後7日以内にJADA事務局へ郵送にて提出すること。ドーピング検査実施時に親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング検査手続に一切影響がないものとする。
- (5) 本競技会参加者は、JADA クリーンスポーツ・アスリートサイト (<https://www.realchampion.jp>) などを利用して、アンチ・ドーピングについて事前に学習しなければならない。
- (6) TUE申請について
禁止表国際基準で定められる禁止物質・禁止方法を病気の治療目的で使わざるを得ない競技者は“治療使用特例(TUE)”の申請を行わなければならない。詳細については、日本陸上競技連盟医事委員会のウェブサイト (<https://www.jaaf.or.jp/about/resist/medical/>)、又は JADA のウェブサイト (<https://www.realchampion.jp/resources/000162.html>) を確認すること。禁止物質・禁止方法について TUE が付与されている場合には、その証明書(コピーで可)をドーピング検査の際に担当検査員へ提出すること。